



豊田市社会福祉協議会では 下記の寄付金を受け付けています

日頃より、本会の事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本会は多くの皆様からの温かいご支援で運営されています。

皆様からのご寄付は、さまざまな社会福祉事業へ充てさせていただきます。

寄付の種類	使い道
<p>◆社会福祉のために</p>  <p>写真：車いす用車両</p>	<ul style="list-style-type: none">・福祉実践教室の開催・福祉備品の貸出・車いす用車両（ハンディキャブ）の貸出・とよた市民福祉大学の運営・地域ふれあいサロンの運営支援
<p>◆社会福祉協議会の運営のために (基本財産への寄付)</p>	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉、在宅福祉活動推進のための専門職員の養成
<p>◆地域福祉活動、ボランティア事業のために (地域福祉活動基金への寄付)</p>  <p>写真：ボランティア情報交換会の様子</p>	<ul style="list-style-type: none">・地域における福祉活動支援・ボランティア相談・活動調整・ボランティア登録・活動支援（ボランティア活動助成 等）・ボランティア活動啓発（ぼらんていあだよりの発行 等）・ボランティアのネットワーク化（ボランティア情報交換会）・災害ボランティア事業
<p>◆生活困窮者支援のために</p>  <p>写真：食糧支援の例</p>	<ul style="list-style-type: none">・緊急貸付事業の運営・生活困窮者への食糧支援・生活困窮者への日用品支援
<p>◆子ども応援のために (子ども基金への寄付)</p>  <p>写真：子ども食堂の様子</p>	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアグループが行う子ども食堂、子ども学習支援への助成・交通遺児へ激励金、入学・卒業祝金の支給・子どもの支援に関する活動及び世帯への伴走支援・高校生等就学応援金の支給
<p>◆市民による権利擁護支援活動のために (くらし応援資金への寄付)</p>	<ul style="list-style-type: none">・とよた市民後見人等の活動支援・高齢、障がい福祉サービス事業所の権利擁護に関わる活動支援・地域住民による権利擁護に関わる自主活動の支援